

議案第7号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年3月2日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、財団法人愛知県市町村振興協会が、平成24年4月1日に公益財団法人に移行することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大口町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「財団法人 愛知縣市町村振興協会」を「公益財団法人 愛知縣市町村振興協会」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>公益財団法人 愛知縣市町村振興協会</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>財団法人 愛知縣市町村振興協会</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>